

年末年始を迎えるにあたって

平素は労働基準行政に深いご理解と多岐にわたるご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、中央労働災害防止協会は、例年どおり令和4年12月1日から同5年1月15日を「年末年始無災害運動」期間としており、今年の標語を、

「待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始」

と定めています。

また、建設業労働災害防止協会や陸上貨物運送事業労働災害防止協会など各災害防止団体においても、上記期間を「年末年始労働災害防止強調期間」と定め、スローガンを掲げて独自の対策を展開しています。

ここで、当署管内の今年の労働災害の発生状況（10月末時点）に関して申し上げますと、「死亡災害」は1件（前年同期は6件）、休業4日以上「死傷災害」は561件（前年同期545件）となっており（コロナ感染災害を除いた数値）、死亡災害は前年に比して大きく減少、死傷災害は同微増の状況で推移しております。

今年10月に発生した死亡災害は建設業であり、各事業者が混在し錯綜する現場の中で、作業員が後退するトラックに轢かれてしまったという痛ましいものです。

なお、全ての業種にかかわる労働災害の態様として「転倒災害」が挙げられます。

厚生労働省では、数年前から「STOP！転倒災害プロジェクト」キャンペーンを展開しているところですが、神奈川県内における昨年の全死傷者数の21%が「転倒災害」であり、その防止が重要な課題となっています。

本年1月6日の首都圏における降雪に際しては、県内でも転倒災害が多発しました。この時期、特に降雪及び路面凍結時に際しては、通勤・退勤時を含め転倒災害等防止に十分留意していただくようお願いいたします。

現在、監督署では新型コロナウイルス感染症第7波の労災請求が激増し、給付決定等の事務処理がピークを迎えております。市中では既に同第8波が始まっていると解されますが、政府により行動制限が課される見通しはなく、さらなる感染再拡大が懸念されますので、職場の同感染防止対策は緩めることなく引き続き徹底していただくことが重要です。

皆様におかれましては、本期間を契機として、それぞれの職場で作業現場や職場の実態を改めて確認し、安全衛生管理体制の再構築、個々の行動の見直しなどを行っていただき、労働災害防止の重要性を再認識して安全意識の高揚を図る機会としていただくようお願いいたします。

加えて長時間労働の解消等の「働き方改革」を推進していただくことも併せてお願いし、年末年始の無事故無災害を実現し、明るい笑顔で新春を迎えられることを祈念して、監督署からのメッセージとさせていただきます。

横浜西労働基準監督署長

荻野 憲一